

見積書提出依頼

平成29年9月19日(火)13:30

件名	平良第二住宅2号棟感知器取替工事
業務内容等	別紙(仕様書)のとおり
履行期間	契約締結日 ~ 2カ月間
見積書提出場所	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第1係 ※ 見積書を郵送する場合は下記提出期限までに必着とし、下記見積書に関する問い合わせ先へ受領を確認すること
見積書提出期限	平成29年9月26日(火)13:30厳守
見積書に関する問い合わせ先	沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第1係 TEL:098-866-0031(内線)81347
仕様書に関する問い合わせ先	沖縄総合事務局 宮古財務出張所 金城 TEL:0980-72-4774
留意事項	発注依頼は、見積書提出期限の17:00までに電話連絡いたします。(発[1]注のない事業者様への連絡は控えさせていただきますのでご了承ください。)
備考	(1) 「オープンカウンター方式実施要領」に基づき手続きを進めますので、要領を熟読の上、見積書を提出してください。 (2) オープンカウンター参加者は、見積書の提出をもって暴力団排除に関する誓約事項(別添)に誓約したものとします。 (3) 見積書は任意様式でご提出願います。ただし、下記について御留意ください。 ・ 提出日及び件名を記載する。 ・ 宛名は「沖縄総合事務局総務部長」とする。 ・ 会社名、代表者役職、氏名を記載し、代表者印(又は社印+個人名印)を押印する。 ・ 見積金額に消費税額(8%)を乗じた金額までを記載すること なお、一円未満の端数がある場合は切り捨てることとする。 (4) 契約金額が50万円を超える場合は請書、150万円を超える場合は契約書を交わしますのでご注意ください。 (5) 支払いは完了払いとし、適法な請求書を受領した日から30日以内の支払いとします。 (6) 仕様書等に関する質問については、上記担当者までご連絡ください。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

仕 様 書

工 事 名 平良第二住宅2号棟感知器取替工事

工事場所 平良第二住宅(宮古島市平良字久貝1027-7)

工 期 契約締結日から2ヶ月間

工事概要 ① スポット感知器差動式2種 露出型 114個
② スポット感知器定温式1種防水 露出型 41個
③ スポット感知器定温式特種 露出型 42個
④ 煙感知器光電式2種 露出型 1個
⑤ 302号室、401号室洗面所 スポット感知器(差動式2種露出型)を
同部屋洋室2へ再利用 2箇所 (洋室2既設感知器は撤去)
⑥ 機器試験及び消防法に基づく各種手届等の対応含む。
取替え対象詳細については、別添図面のとおり。

- 一般事項
- 1 工事は本仕様書によるほか、UR都市機構の「保全工事共通仕様書(平成26年度版)により施工を行う。
 - 2 本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産・製造され、かつ規格・品質・価格が適正である場合は、これを優先して使用するよう配慮すること。
 - 3 本工事に使用する機器製品については、事前に監督職員の承認を得るものとする。
 - 4 本工事に伴う水道光熱費等は事業者負担とする。
 - 5 本工事に際し、施工要領、工程等について担当員と充分打合せを行うこと。
 - 6 感知器取替後は、各部屋入居者(空室については宿舎管理人)から確認印を徴収するものとする。
 - 7 本工事に際し、疑義を生じた場合は速やかに担当員と打合せを行うこと。
 - 8 工事完了後は清掃後片付けを行ない、工事発生材は関係法令に基づき、場外自由処分とする。
 - 9 工事工程写真は工事種目毎に①資材搬出入(新・旧)、②着工前、③施工中(各工事毎)、④完成時に撮影すること。
なお、撮影に際しては黒板または白板等(ミニサイズ可)に部屋番号、施工箇所、施工内容等をもれなく記入し撮影すること。

個人情報の保護

本業務を実施するにあたって、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

受注者の責務

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成27年11月2日内閣府訓令第39号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL：<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taiooryo.pdf>

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあつては、受注者は、再委託先への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

(廃棄等)

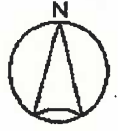
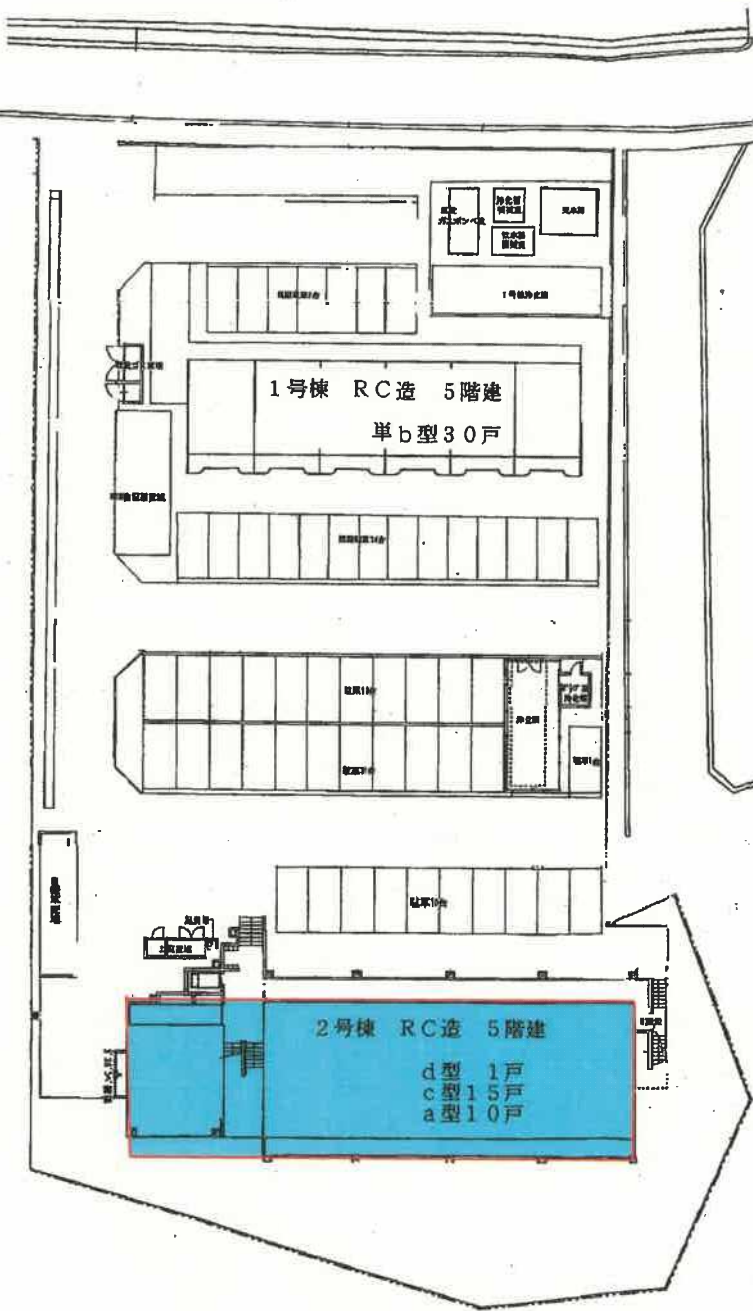
10 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

11 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

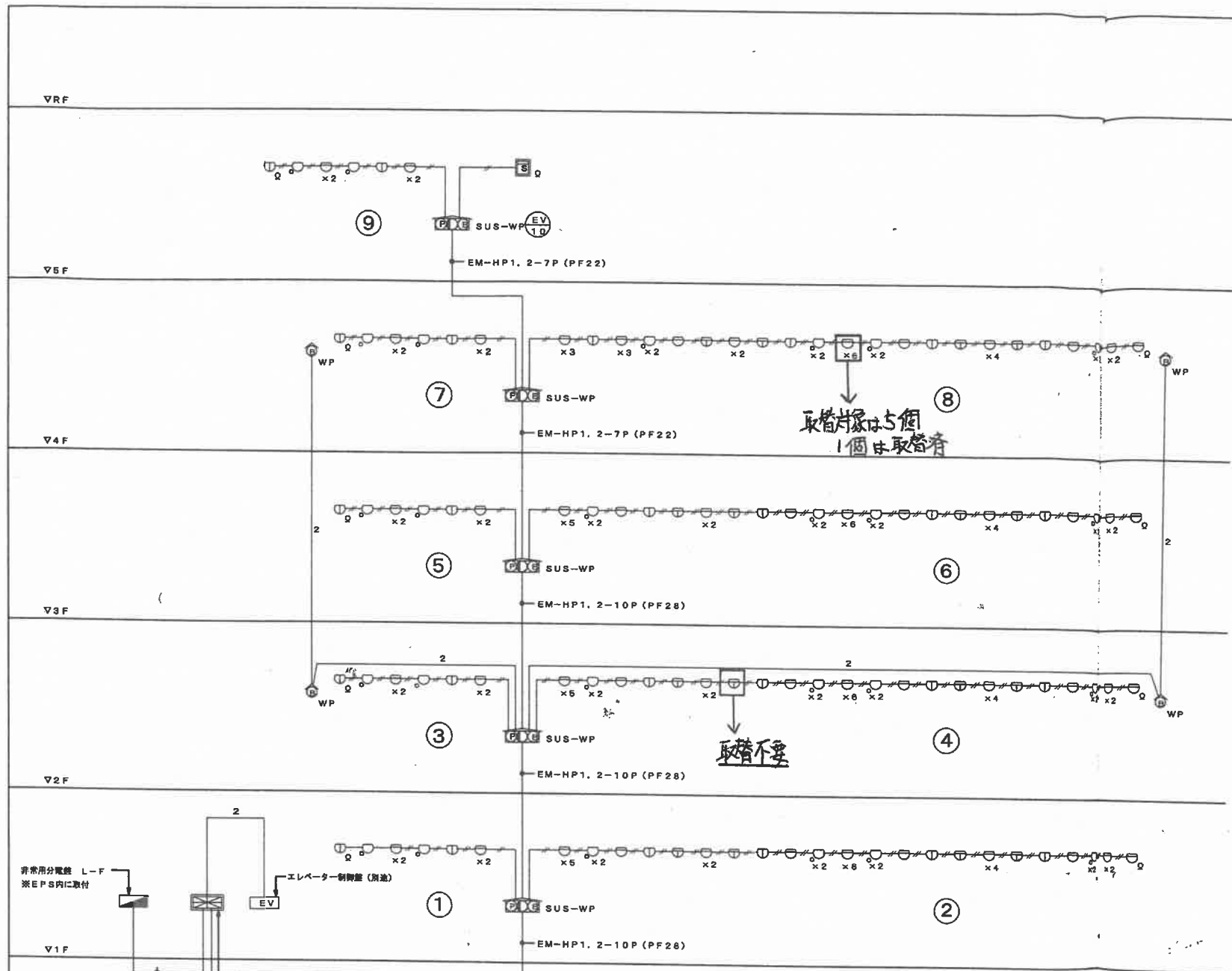
(違反した場合の措置)

12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

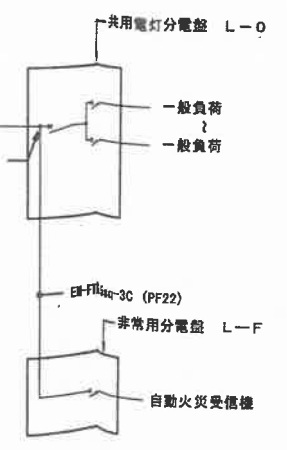


平良第二住宅

平良第二住宅配置図



自動火災報知設備系統図



非常用分電盤システム図

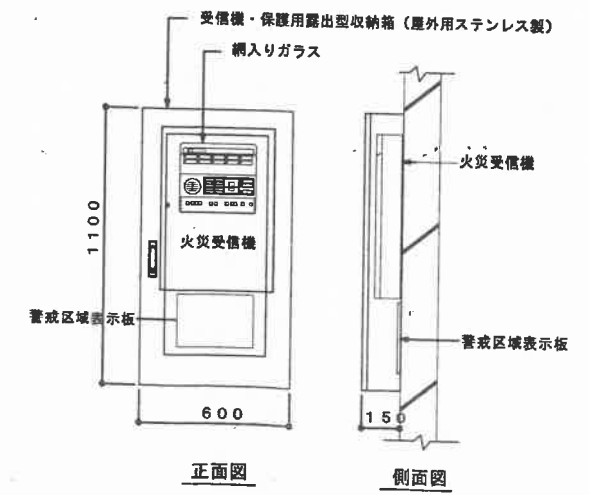
※非常分電盤内のブレーカーはハンドルロックキヤッチを使用する事。

注記

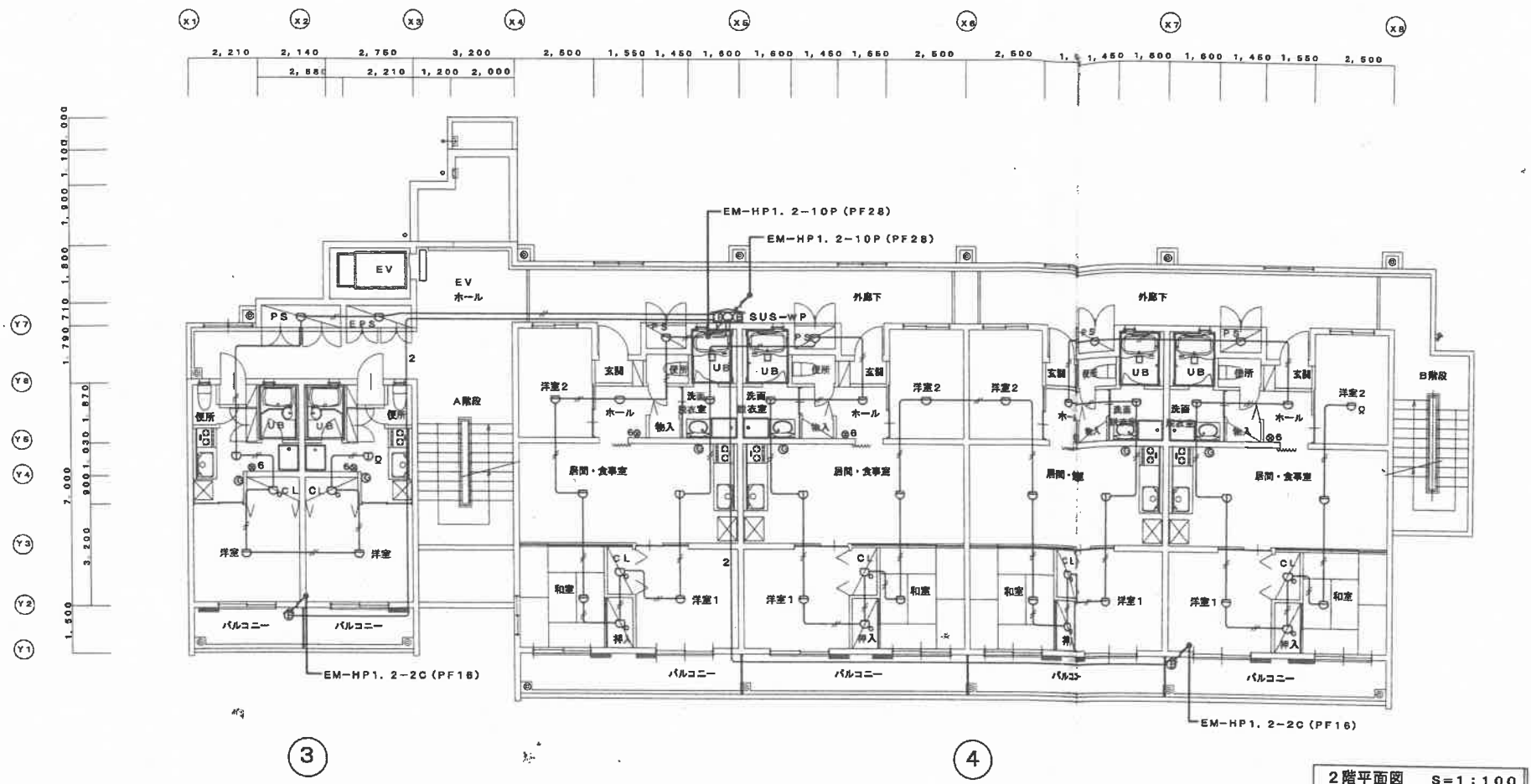
- 1) 火災報知設備の明記なき配線配管は下記とする。
- EM-AE1. 2-2C (PF16) (天井埋込配線)
- EM-AE1. 2-4C (PF16) (天井埋込配線)
- EM-HP1. 2-2C (PF16) (天井埋込配線)

記号	名称	規格	備考
	受信機	P型1級 火報10回線	SUS製専用露出型収納箱に取付
	スポット感知器	P型1級、屋外用露出型、ステンレス製、	収納
	エレベーター制御盤		別途工事
	表示機	P型1級	防水型
	表示灯	LED球24V	防水型
	ベル	DC24V 150φ	
	ベル	DC24V 150φ	防水型
	スポット感知器	差動式2種、露出型	表示灯付
	スポット感知器	定温式1種、露出型	表示灯付
	スポット感知器	定温式2種、露出型	表示灯付
	スポット感知器	定温式特種、露出型	表示灯付
	スポット感知器	光電式2種、露出型	表示灯付
	スポット感知器	光電式2種、露出型	警点検ボックス
	終端抵抗	10kΩ	
	自火警音成区域番号	NO. 1~NO. 10	
	非常用分電盤	L-F	露出型、※EPS内に取付
	ジャンクションボックス	四角アウトレットボックス	ブラックプレート取付
	ガス警報機	プロパンガス用	
	粉束用火器	ABC-6型	別途衛生設備工事
	電線管	天井埋べい配線	
	ケーブル	床下埋べい配線	
	ケーブル	天井内コシ配線	

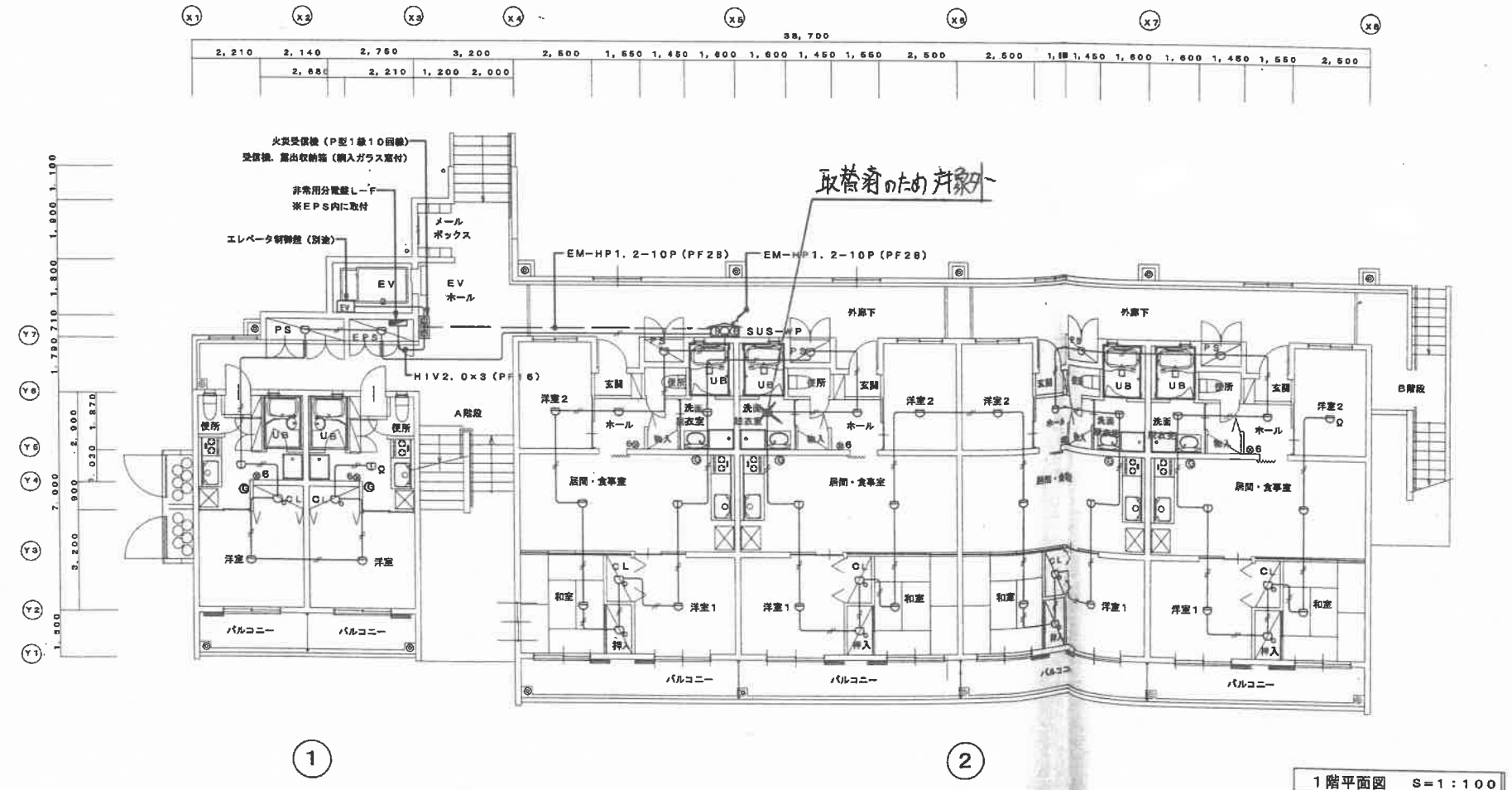
定温式1種防水露出型へ取替



火災受信機取付要領図



2階平面図 S=1:100



1階平面図 S=1:100

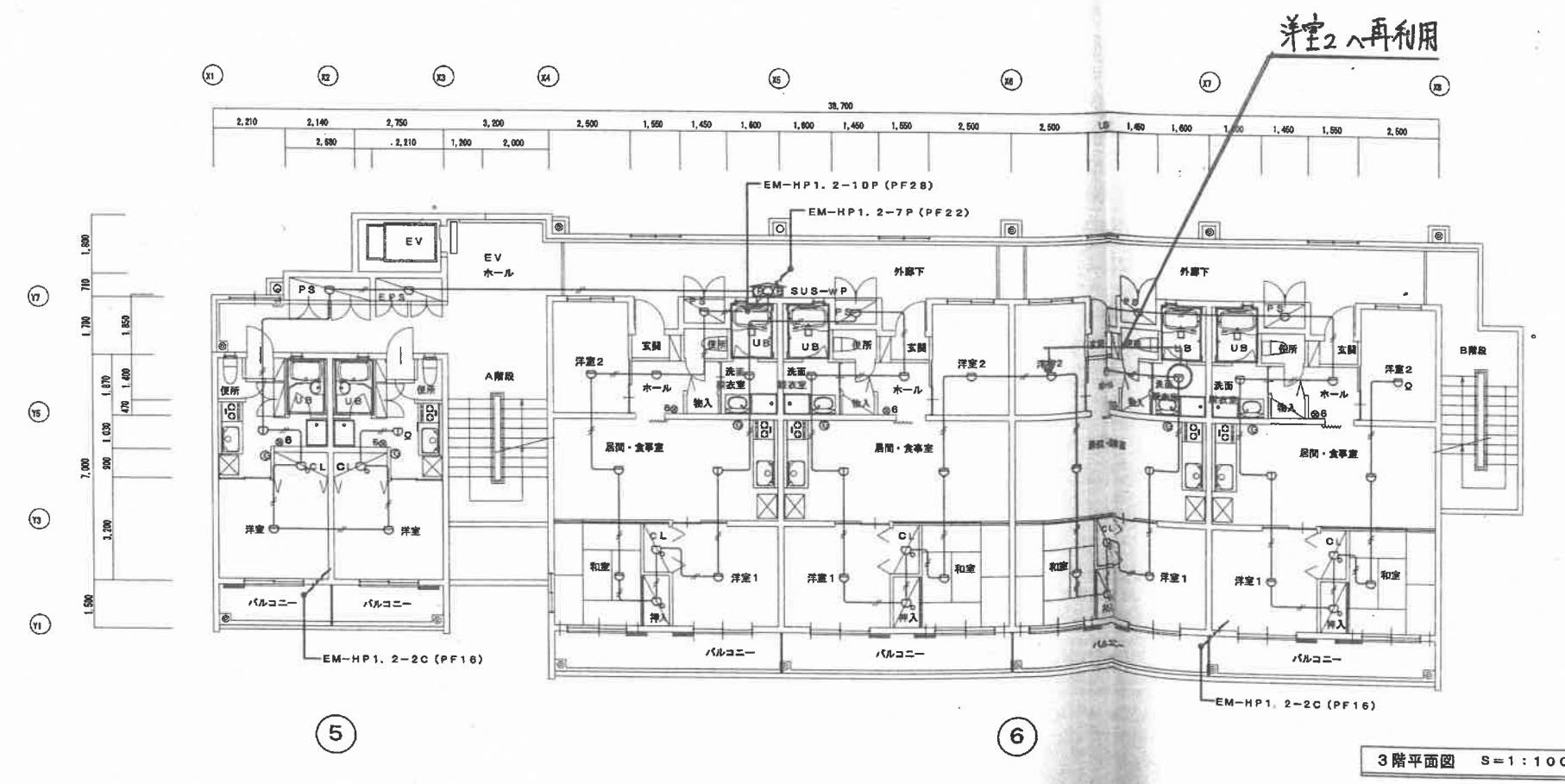
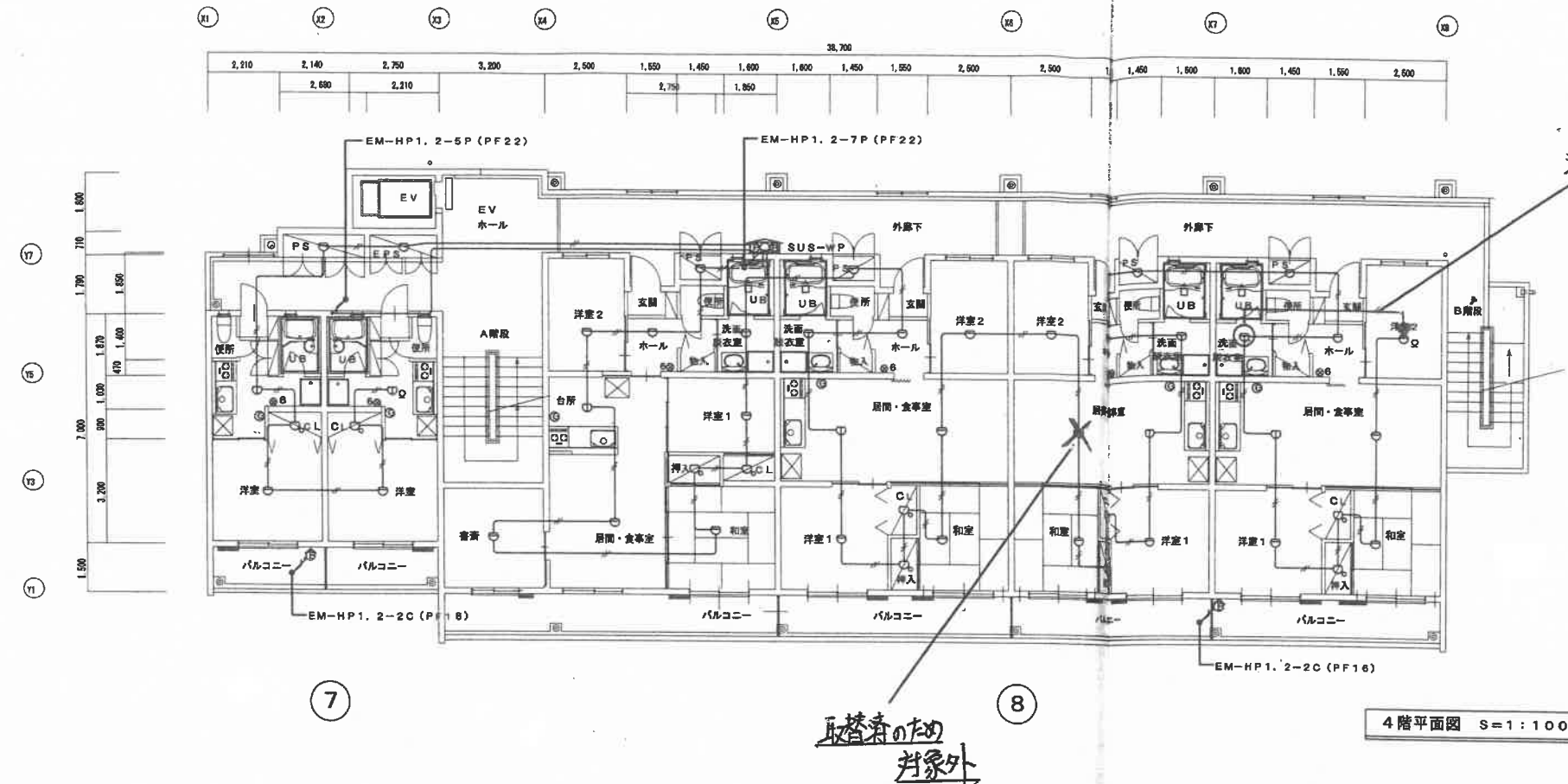
注記

- 1) 火災報知設備の明記なき配線配管は下記とする。
 EM-AE1. 2-2C (配管井場迄配線)
 EM-AE1. 2-4C (配管井場迄配線)
 EM-HP1. 2-2C (配管井場迄配線)
- 2) 感知器は全て位置ボックスに取付する事。
- 3) 位置ボックスは全て樹脂製を使用する事。

凡例

- 受信機 P型1級、10回線 (ステンレス製窓付、露出型収納箱に取付)
- 総合盤 P型1級 (屋外用露出型、ステンレス製、縦型) ※発信機、表示灯、ベル内蔵
- エレベーター制御盤 (別途工事)
- 非常用分電盤 L-F
- 発信機 P型1級 防水型
- 表示灯、24V、LED球 防水型
- ベル、DC24V 150φ
- ベル、DC24V 150φ 防水型
- スポット感知器 差動式2種、露出型
- スポット感知器 差動式2種、防水、露出型
- スポット感知器 定温式1種、防水、露出型 → 定温式1種防水露出型へ取替
- スポット感知器 定温式特種、露出型
- 煙感知器 光電式2種、露出型
- 煙感知器 光電式2種、壁取付ボックス付
- 警戒区域番号 (自火報)
- ガス警報器 プロパンガス用
- 防沫消火器 ABC6型 ※表示板、壁取付金具含む (別途衛生設備工事)
- ジャンクションボックス、角形又は丸形ブラックプレート取付 (樹脂製プレート)

特記事項	施工者	工事名称	図面名称	図面番号
	株式会社 大 米 建 設	平良第二住宅2号棟電気設備工事	1. 2階自動火災報知設備平面図	E-28
	電話 098-862-0882	工事場所	縮 尺	
		沖縄県那覇市港町3丁目6番11号	[A1] S=1:100	
		電話 098-862-0882	[A3] S=1:200	
		沖縄県宮古島市平良字久貝1027-7		



注記

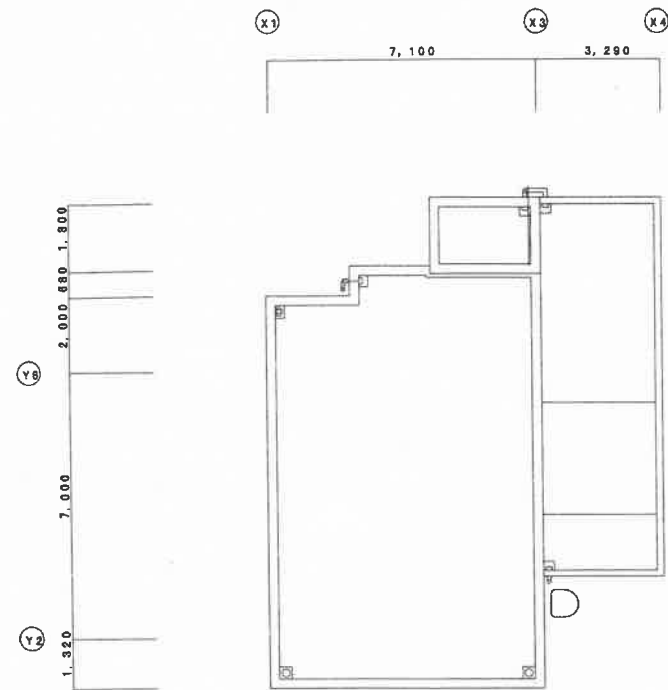
- 1) 火災報知設備の明記なき配線配管は下記とする。
 EM-AE1. 2-2C (PF16) (天井埋込配線)
 EM-AE1. 2-4C (PF16) (天井埋込配線)
 EM-HP1. 2-2C (PF16) (天井埋込配線)
- 2) 感知器は全て位置ボックスに取付する事。
- 3) 位置ボックスは全て樹脂製を使用する事。

凡例

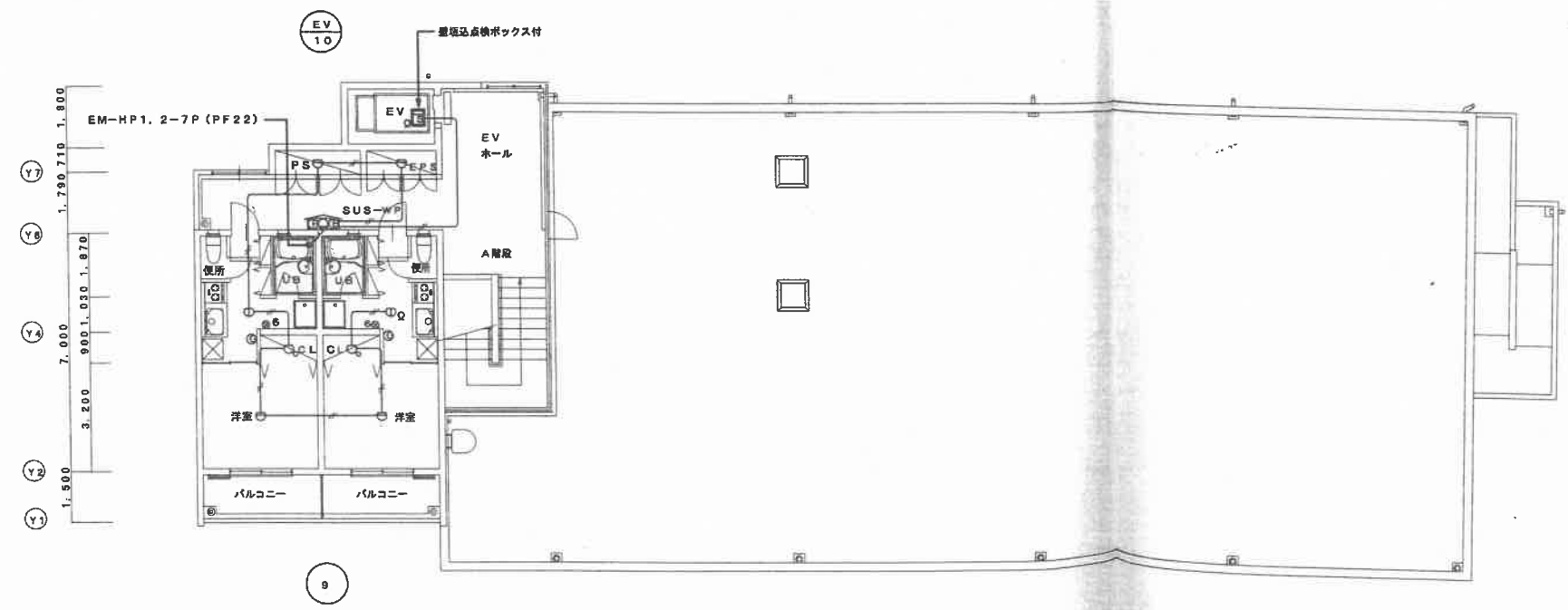
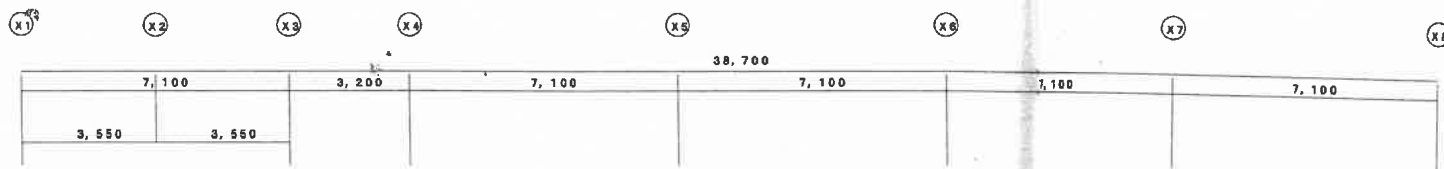
- 受信機 P型1級、10回線 (ステンレス製窓付、露出型収納箱に取付)
- 組合型 P型1級 (屋外用露出型、ステンレス製、縦型) ※受信機、表示灯、ベル内蔵
- エレベーター制御盤 (別途工事)
- 非常用分電盤 L-F
- 受信機 P型1級 防水型
- 表示灯、24V、LED球 防水型
- ベル、DC24V 150φ
- ベル、DC24V 150φ 防水型
- スポット感知器 差動式2種、露出型
- スポット感知器 差動式2種防水、露出型
- スポット感知器 定温式1種防水、露出型
- スポット感知器 定温式特種、露出型
- 煙感知器 光電式2種、露出型
- 煙感知器 光電式2種、壁点検ボックス付
- 警戒区域番号 (自火報)
- ガス警報器 プロパンガス用
- 粉末消火器 ABC6型 ※表示板、壁取付金具含む (別途衛生設備工事)
- ジャンクションボックス、角形又は丸形ブラックプレート取付 (樹脂製プレート)

定温式1種防水露出型へ取替

特記事項	施工者 沖縄県那覇市港町3丁目6番11号 株式会社 大 米 建 設 電話 098-862-0882	工事名称 平良第二住宅2号棟電気設備工事	図面名称 3. 4階自動火災報知設備平面図	図面番号 E-29
		工事場所 沖縄県宮古島市平良字久員1027-7	縮尺 [A1] S=1:100 [A3] S=1:200	



R階平面図 S=1:100



5階平面図 S=1:100

注記

- 1) 火災報知設備の明記なき配線配管は下記とする。
 EM-AE1. 2-2C (PF16) (天井埋込配線)
 EM-AE1. 2-4C (PF16) (天井埋込配線)
 EM-HP1. 2-2C (PF16) (天井埋込配線)
- 2) 感知器は全て位置ボックスに取付する事。
- 3) 位置ボックスは全て樹脂製を使用する事。

凡例

- 受信機 P型1級、10回線 (ステンレス製窓付、露出型収納箱に取付)
- 警告灯 P型1級 (屋外用露出型、ステンレス製、縦型) ※受信機、表示灯、ベル内蔵
- エレベーター制御盤 (別途工事)
- 非常用分電盤 L-F
- 受信機 P型1級 防水型
- 表示灯、24V、LED球 防水型
- ベル、DC24V 150φ
- ベル、DC24V 150φ 防水型
- スポット感知器 差動式2種、露出型
- スポット感知器 差動式全線防水、露出型
- スポット感知器 定温式1種防水、露出型
- スポット感知器 定温式2種、露出型
- 煙感知器 光電式2種、露出型
- 煙感知器 光電式2種、壁点検ボックス付
- 警報区域番号 (自火報)
- ガス警報器 プロパンガス用
- 粉末消火器 ABC6型 ※表示板、壁取付金具含む (別途衛生設備工事)
- ジャンクションボックス、角形又は丸形ブラックプレート取付 (樹脂製プレート)

定温式1種防水露出型へ取替